（社）日本建築士会連合会
専攻建築士制度運営委員会

専攻建築士 登録更新申請のチェック・フロー

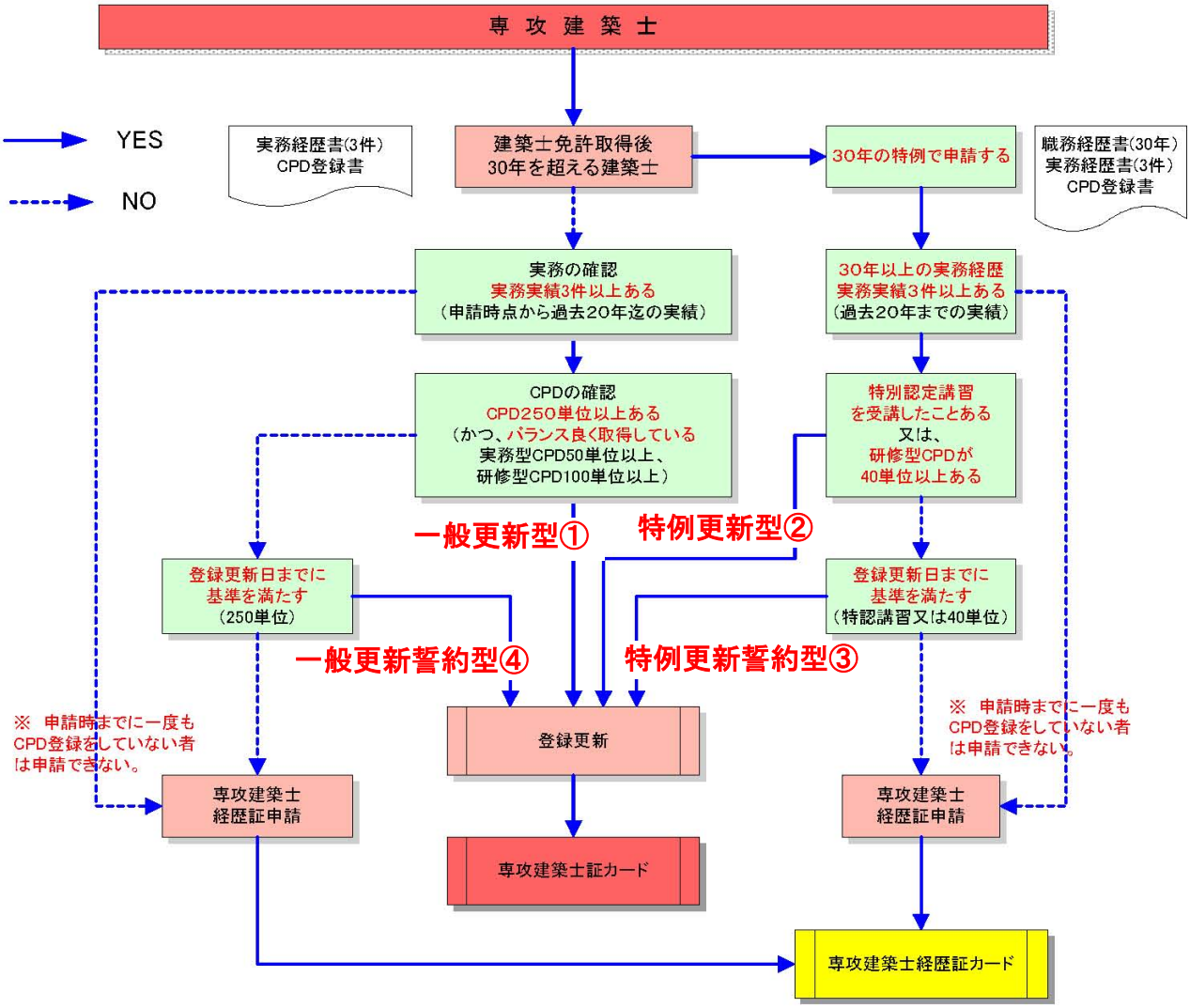

― CPD単位の確認　CPD250単位（第1回目の更新は200単位）―

- CPDは、「実務型　50単位」、又は、「研修型　100単位」を必須としてその合計が250単位以上あること。
  （申請日までに、250単位に満たない者は、登録更新日までに250単位を満たすことを確約して申請することができる）

― 実務の確認　責任ある立場での実績3件―

- 専攻領域の責任ある立場での実務実績3件は、**「実務経歴の書式」**で提出する。（「実務実績の書式」でも受け付ける）
- 専攻領域の実務実績は申請時から過去20年まで遡って出すことができる。

― 専攻建築士経歴証　カードの発行―

- 「生涯専攻建築士」の理念に基づき、主として、定年などの理由で実務の一線を退いた専攻建築士を対象に申請により「**専攻建築士経歴証**」カードを交付する仕組みを新設した。
- 病気、転職・転務、失職など種々の理由で、更新要件を満たさない「専攻建築士」も申請することがでる。

- 「**専攻建築士経歴証**」カードは、建築士会活動、専門家としてのノウハウを社会や若年者に還元するような活動（社会貢献）等、又は若干の研修型CPDの登録などにより、5年ごとに更新することができる。